

建設工事等指名業者 各位

津山市財政部契約監理室
津山市水道局

入札制度の改正について

このことについて、下記のとおり改正するので、留意されたい。
なお、平成23年1月1日以降の開札分から適用する。

記

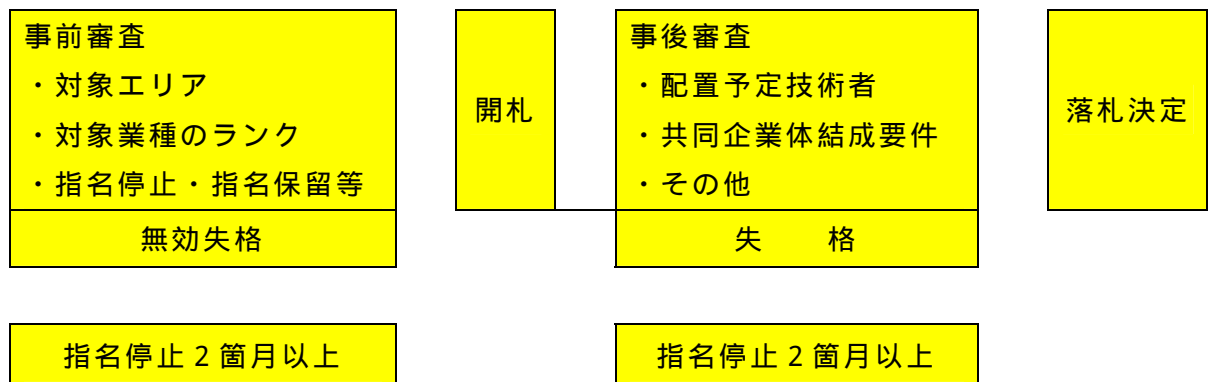
1. 一般競争入札の開札時の事務処理

及び参加資格要件に該当しない業者が応札した場合の措置

従来、事後審査型一般競争入札については、ランク等の入札参加要件の全てを開札後に審査を行っていたが、今後は、次に示すランク等の一部について事前に審査を行い、明らかに参加資格要件に該当しない業者を排除した後に開札を行う。

また、従来、参加資格要件に該当しない業者が一般競争入札に応札した場合については、注意書を送付し注意喚起を行っていたが、今後は、津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱第2条別表第1(1)の「競争入札に際し、その公正な執行を妨げたとき。」を適用し、2箇月以上の指名停止とする。

今後の事務処理フロー

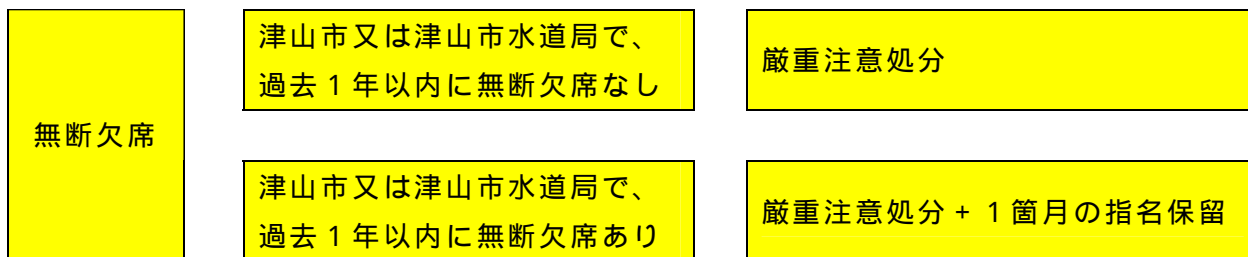


2. 入札の無断欠席の措置

従来、指名競争入札で無断欠席した場合については、津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱第7条別表第2(1)の「錯誤等により、入札に参加しなか

ったとき。」を適用し、嚴重注意すると共に1箇月の指名保留を科していたが、今後は、初回に限り嚴重注意に留める。ただし、1年以内に再度無断欠席した場合は、従来の通りとする。

今後の事務処理フロー



基準日（H23.1.1）には、全ての業者に対し過去分をカウントしない。

3. 津山市と津山市水道局との連携強化

従来、指名保留については、津山市と津山市水道局は連携を行わず、一方の組織で指名保留になった業者でも、他方の組織では指名保留とみなしていなかったが、今後は、一方の組織で指名保留及び嚴重注意となった業者は、他方の組織でも指名保留及び嚴重注意となった業者として取扱う。

今後の事務処理フロー

